第三条の十九の見出し中「利子等」を「利子」に改め、同条第一項第二号中「又は所得税法第二十四条第一項に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）」を削り、同項第七号中「利子等」を「利子」に改め、同条第七項第二号中「利子等」を「利子」に改め、「、第百二十四条」を削り、同項第三号並びに同条第十一項第二号及び第三号並びに第十二項第一号中「利子等」を「利子」に改め、同条第十五項の表第三十六項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第三十六項 | 第五条の二第四項（第三条の十八第五項第三号 | 第五条の三第九項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同法第五条の二第四項（第三条の十九第十五項（振替社債等の利子の課税の特例）において準用する同令第三条の十八第五項第三号 |

第三条の十九第十六項第二号中「法第五条の三第二項に規定する発行者（次号及び次項において「発行者」という。）」を「発行をする者」に改め、「（当該特定振替社債等が同条第四項第七号ホに掲げるものである場合には、当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を含む。次項第一号において同じ。）」を削り、同項第三号並びに同条第十七項第一号及び第二号中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第十九項第一号中「（当該書類が特定振替社債等のうち法第五条の三第四項第七号ホに掲げるものに係るものである場合には、当該特定振替社債等の利子等の支払をする者の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を含む。以下この号において同じ。）」を削る。

第四条第一項中「第三条の三第四項」を「第三条の三第六項」に、「第八条第一項第二号」を「第八条第一項第三号」に、「）が、」を「）の長が、」に改め、同条第五項中「同条第一項第三号」を「同条第一項第四号」に改め、同条第八項中「第三条の三第九項」を「第三条の三第十一項」に、「事業年度の」を「事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。第一号において同じ。）の」に、「同項」を「法第八条第三項」に、「公社債の利子等（同条第二項に規定する公社債の利子等をいう。）に係る公社債又は社債的受益権（同条第一項に規定する社債的受益権をいう。）につき」を「同項第一号の公社債若しくは社債的受益権又は同項第二号の社債につき」に、「記載又は記録をする」を「記載若しくは記録をし、又は同号に規定する保管の委託を受ける」に改め、同項第二号中「、同法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書」を削り、同条第十項第二号中「、四半期報告書」を削り、同条第十二項中「第三条の三第十項」を「第三条の三第十二項」に改める。

第四条の四に次の一項を加える。

10　施行令第四条の二第十五項に規定する配当等の支払者が、同項に規定する支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該配当等の支払者が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第四条の四の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第五条の二第十五項中「第四条の四第九項」の下に「及び第十項」を加える。

第五条の三の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第五条の五の二を次のように改める。

（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

**第五条の五の二**　施行令第五条の二の二に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一　社債、株式等の振替に関する法律第二条第四項に規定する口座管理機関

二　次に掲げる要件の全てを満たす者（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

イ　その者の法第九条の八に規定する営業所に開設されている同条に規定する非課税口座に係る法第三十七条の十四第一項に規定する振替口座簿を備えていないこと。

ロ　イに規定する非課税口座に法第九条の二第一項に規定する株式のみの保管の委託がされ、かつ、その者が当該株式に係る同項に規定する国外株式の配当等に係る同項に規定する支払の取扱者に該当すること。

第五条の八第五項第四号中「（昭和二十四年法律第百八十五号）」を削る。

第五条の九第一項中「第十条の五第三項第二号」を「第十条の五第三項第一号」に改め、同条第三項中「第十条の五第三項第十五号」を「第十条の五第三項第十六号」に改め、同条第六項中「ついて計画の認定を受けた日」を「係る基準日（法第十条の五第三項第二号に規定する基準日をいう。）」に改める。

第五条の十一第二項中「又は第二項」を削る。

第五条の十二第五項中「第五条の六の四第十一項」を「第五条の六の四第十五項」に、「又は第二項」を「から第三項まで」に、「同条第一項第二号」を「同条第一項第二号イ」に、「同条第三項第七号」を「同条第五項第七号」に改め、同項第一号中「第五条の六の四第十項各号」を「第五条の六の四第十四項各号」に改め、同項第三号中「第十条の五の四第三項第一号」を「第十条の五の四第五項第一号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項中「第五条の六の四第十項第三号」を「第五条の六の四第十四項第三号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第五条の六の四第十項第一号ロ」を「第五条の六の四第十四項第一号ロ」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「第五条の六の四第十一項」に改め、同項第二号中「第五条の六の四第十項」を「第五条の六の四第十四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第十条の五の四第二項第三号ロに規定する財務省令で定める場合は、同号ロの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第百六十二号）第八条第一項第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（その年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。